

## 3 学会誌 3.6 学会誌の査読規定

2006年4月4日制定  
2012年11月23日改訂  
2013年11月改訂

### 査読規定

【目的】 日本水泳・水中運動学会は、「水泳水中運動科学」の適正な学術的水準を維持しつつ、水泳・水中運動に携わる実務者にとって有益かつ的確な情報が提供できるよう査読制度をおき、編集委員会がその運用をおこなう。

【投稿分野】 「水泳水中運動科学」に掲載される記事は、水泳・水中運動に関する1)原著論文、2)その他のいずれかに該当し、完結したものに限る。

【査読者】 編集委員会は、対象となる原稿1編につき担当編集委員1名を指名し、その担当編集委員が原則として2名の査読者（レフェリー）を選定して査読を依頼する。査読者は学会員に限定せず、原稿の内容に精通した国内外の有識者の中から選定が可能であり、査読者の氏名は公表されない。同時に査読者に対しても、投稿者の氏名、所属等の個人情報特定できないように配慮し、査読を依頼する。

【査読方針】 投稿分野、1)原著論文については、学会編集委員会のもとで編成される編集委員によって、2名以上の査読者を選定し、厳正なる査読を行うものとする。査読者は、投稿原稿に誤りがないか、オリジナリティ、有効性があるか、また読み易く書かれているか、読者に有益であるかを基準に、「掲載可」「条件付掲載可」「掲載不可」を判定する。

【査読結果】 査読者は、判定結果を判定に至った理由（全般的なコメント、特定箇所に関するコメント）とともに、原則として1ヶ月以内に担当編集委員に送付する。担当編集委員は、査読者の判定結果を元に「掲載可」「条件付掲載可」「掲載不可」のいずれかの判定を行う。「掲載可」あるいは「掲載不可」の場合には、最終判定および判定に至った理由を編集委員会に報告する。査読者の判定が、「掲載可」と「掲載不可」と異なった結果に至った場合には、編集委員は新たな別の査読者を選定し、査読結果の公平性を確保する。

【査読回数】 査読者の判定が「条件付掲載可」の場合、2回まで訂正後の投稿を受け付け、再査読を依頼する。それ以後も「掲載可」の判定が得られない場合には、担当編集委員が最終判定を行う。